

①そもそも緊急事態といえるのか？

【都の反論】

政府対策本部長（菅総理）が、第二回緊急事態宣言に関して公示された緊急事態措置を実施すべき期間及び区域においてなされたものであることを理由として、「新型インフルエンザ等緊急事態」にあったと主張

▶緊急事態だったので緊急事態だった！！

①に対する求釈明

- ① 各時点において、東京都知事として、具体的な状況を踏まえて「新型インフルエンザ等緊急事態」にあるか否かを判断することはしていないとの理解でよいか、しているなら資料だせ
- ② 「新型インフルエンザ等緊急事態」とは「（中略）として政令で定める事態」という状態のことを指しており、この状態の有無の判断について明確な認否がなされていないので明らかにせよ
- ③ 「基本的対処方針」（都が証拠として提出）においても、3月18日時点において「**全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなった**」ことが、明示的に確認されており、同日政府対策本部が明示的に確認した上記内容と、都の主張の整合性について、都としてどのように整理しているのか説明せよ
- ④ 3月18日の被告による命令時点における、東京都内の病床使用率が、緊急事態宣言の解除の目安を下回っていた、という点について明確に認否をしていない（答弁書5頁）、認否明らかにせよ

▶緊急事態といえるか検討していないんじゃないか…？

②違法な目的（狙い撃ち）で命令が出されたのでは？

【都の反論】

2000以上要請に従っていない店舗が会った中でなぜ原告の26店舗にしぼったかというところ…
「**日本を代表する企業**といえる上場企業である原告が時短要請に応じない旨を積極的に発信して公然と営業を継続し**売上を伸ばしている**ことは、その**社会的影響力の強さ**から、**大きな不公平感を生じさせる**こととなり、他の飲食店の20時以降の営業継続を誘発することに繋がる

②に対する求釈明

- ① 2000⇒129⇒27に絞った理由を検討記録と共に示せ
- ② 129店舗（96事業者）を絞りこんだ理由として、「上場企業が経営するなど社会的影響力が強く優先性が高い」とするが、上場企業は原告を含めて2事業者であり、残り94事業者は上場企業ではない。①とも関連して検討記録と共に合理的説明せよ
- ③ 「大きな不公平感を生じさせること」（不公平感を解消させること）自体が本件命令発出の目的及び理由であると理解してよいか、回答せよ
- ④ 命令の主たる理由が「発信」にある点を争うとしている点について、争うとしながら、立証に必要な資料の提出が皆無。他の事業者への命令書提出含め立証せよ

▶やっぱり狙い撃ちだったんじゃないか…？

③要請に従わないことに「正当な理由」があるのか？

【都の反論】

会社の経営状況は、要請に従わない「正当な理由」にはあたらない

★「正当な理由」にあたる場合 by 政府の事務連絡

- 地域の飲食店が休業等した場合、近隣に食料品店が立地していないなど他に代替手段もなく、地域の住民が生活を維持していくことが困難となる場合
- 新型インフルエンザ等対策に関する重要な研究会等を施設において実施する場合
- 病院などエッセンシャルワーカーの勤務する場において、周辺にコンビニ店や食料品店などの代替手段がなく、併設の飲食店が休業等した場合、業務の継続が困難となる場合

③に対する求釈明

- ① 特措法45条3項の「正当な理由」の判断において、政府の事務連絡の例示をもとに経営状況等を理由に要請に応じないことが「**正当な理由がある場合**」に該当しないと断じているが、都は、そもそも当該事務連絡の**妥当性を独自に論証したのか**
- ② 原告が弁明書において経営状況について記載していないというが、経営状況について弁明していれば斟酌されるということなのか、①と矛盾しないか、明らかにせよ

▶ 「**正当な理由**」の有無を独自に判断してないんじゃないか…??

④「特に必要がある」といえるのか？

【都の反論】

- 原告が経営する店舗（26店舗）の営業を継続すること自体によって感染リスク増大へ**直接的に**影響を及ぼすのみならず、上場企業であり社会的な知名度もある原告が積極的に要請不協力を公表することにより、他の事業者に対する影響（不協力事業者の増加）により感染リスク増大に**間接的に**影響を及ぼす（誘発する）ものであることから、「**特に必要がある**」といえる
- 原告の45条2項の「要請」に従わないことの翻意を促すのは困難だったから「命令」出す必要が高かった。

④に対する求釈明

- ① 原告が感染拡大の「**直接的に影響を及ぼす**」と考えた理由は何か？（店舗が大きい？人流抑制？）
- ② 原告以外の事業者で命令を受けたところは、いかなる理由で「**特に必要がある**」と判断したのか
- ③ 被告が「**強く発信した**」と特定する1月7日付「グローバルダイニング代表・長谷川の考え方」がいかなる意味で「他の事業者も同様に不協力の対応をとることを助長する」とする趣旨か
- ④ 「要請」に従わないこと自体が命令を出す要件充足にとって重要であるならば、事実上「要請」が強制にわたっていないか
- ⑤ 原告が営業すること自体の「**直接的影響**」と要請不協力の発信が他店舗の不協力を誘発し「**間接的に影響**」を及ぼすとした根拠と客観的証拠をだせ
- ⑥ ⑤に関連して、都が個別にコンタクトとった店舗で誘発されてやってたところ出せ
- ⑦ 代替手段があるとの主張について認否してないから明らかにせよ
- ⑧ 都が要件該当性を検討した際の最終決定権者である小池百合子都知事に関わる一切の資料を出せ

▶ 「**特に必要がある**」か検討せずに**必要のない命令**を出したんじゃないか…??

⑤特措法や命令は憲法上の権利を侵害するのではないか？

【都の反論】

（法令自体の違憲について）

- 被告の公務員が特措法を適用するに当たり、**同法の憲法適合性を審査すべき職務上の注意義務があるとは到底解されないから**、
…審理に必要な事項である
- 特措法による命令などの「実効的な措置の実施によりその被害等の低減を図ることは**実質的な意味で営業の自由の保障にも繋がる**」

（今回の命令の違憲について）

- 「飲食店では、飲食の際にはマスクを外さざるを得ず、特に大人数、例えば**5人以上の飲食では大声になり飛沫が飛びやすくなり**、また長時間での飲食になりやすいこと、**飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下し**、マスクをするなどの**感染防止策がおろそかになったり、聴覚が鈍磨した大きな声になりやすいこと、回し飲みや箸などの共用が行われること**などのために感染リスクが高まることが避けられない面があり」時短&酒類提供制限は、過剰規制ではない
- 他の手段では、飲食店への一律時短要請と「同等の結果」を達成できる保証がない
- 3月21日に緊急事態宣言の終了が可能になった理由が「飲食店が営業時間短縮の要請に協力したことによるもの」

⑤に対する求釈明

- ① 都は**法令の違憲性につき「争う」としながらも、憲法判断の基準を示していない。**
また、特措法の適用にあたり、委任命令の法律適合性/特措法の憲法適合性を審査すべき注意義務があるとは到底解されない、というのは、この点については争わないという趣旨か？
（4月9日付事務連絡）
- ② **特措法による措置が営業の自由の保障に繋がるという**が、要は特措法の目的にかなう範囲で営業の自由が認められているということか？（憲法<法律）
- ③ お酒を飲むと聴覚が鈍磨して声が大きくなって…というのは、本当に営業の自由への過剰規制への反論でいいんですか？
- ④ 立入検査には「限界」がある、「同等」の「結果」というのはどういう意味か、明らかにせよ
- ⑤ 3月21日に緊急事態宣言終了が可能になったのは飲食店が時短要請に協力したことによるもの、とする**因果関係についての客観的証拠を出せ**

▶実は飲食店にした合理的理由がないんじゃないか…？

